

<解釈に疑義が生じないよう配慮する義務>

問3 消費者契約の条項を定めるに当たり、事業者が、解釈について疑義が生じない明確かつ平易なものになるよう配慮すべき義務を定めるのはなぜですか。

(答)

1. 実際に使用されている消費者契約の条項の中には、解釈に疑義が生じるおそれのある、内容が不明確な条項が見られます^(注1)。

(注1) 例えば、契約書中で単にAとBを読点で結んだ場合には、「AかつB」とも「A又はB」とも解釈することができる不明確な条項となります。

2. 事業者は、条項の作成に当たっては、解釈に疑義が生じないように努めなければなりません。そこで、本改正では、「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮する」よう努めなければならないことを規定した部分を改正し、「条項の解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮する」よう努めなければならないことを明らかにしました^(注2)。

(注2) 改正前の消費者契約法第3条第1項の趣旨から導かれる考え方の一つに、条項使用者不利の原則（契約の条項について、解釈を尽くしてもなお複数の解釈の可能性が残る場合には、条項の使用者に不利な解釈を採用すべきであるという考え方）があります。本改正は、この原則の基となっている、「事業者は、条項の作成に当たっては、解釈について疑義が生じない明確な条項の作成に努めなければならない」という考え方を明示するものです。